

はしがき

知的財産を学ぶ人たちにおいて、意匠法は取っつきにくい、分かりにくいと感じている人が多いように思います。本書は、そのような人たちにも、意匠ってこういうものなんだ、意匠法って難しいものではないんだ、と意匠・意匠法を身近に感じ、理解してもらうことを目的としています。

そこで、Chapter 1「デザイン保護と意匠法」では、法律を離れて、デザインとはどういうものであるのか、どのようにして創作されるのか、ということ詳しく説明し、Chapter 2「意匠法と周辺法」では、知的財産法の中における意匠の保護を、周辺法との関係を、具体例を交えて説明しています。これらを読むことによって、意匠・意匠法の知的財産法の中における位置づけを理解することができると思います。Chapter 1、Chapter 2を理解した上でChapter 3以降の各論に進むと、意匠法の全体像を無理なく理解頂けるものと思います。

本書は、意匠法の重要なテーマを抽出した33のUnitで構成されています。各Unitは基本的に、「設題」「参照条文」「解説」「設題の検討」の項目で構成してあります。設題と条文を読み、自分で考えてみてください。その上で、解説によってUnitのテーマに関する学習をし、その後もう一度設題を考えてください。最後に設題の検討を読むことで、知識が整理されると思います。

このように、本書は、読んで覚えるだけの本ではなく、読んで考える仕組み（これも「デザイン」です）の本です。そして、設題により、条文解釈だけでなく、具体的場面への当てはめも考えることができ、当てはめを考えることによって、条文解釈が記憶に定着します。

弁理士試験受験生にとっては、設題を論文試験の問題に見立てて利用することもできると思います。実務で意匠を扱っている方は、各Unit末尾の「実務のためのひとこと」が参考になると思います。

本書によって、読者の方々が意匠・意匠法を身近に感じ、理解し、ひいては意匠制度が活性化することを希望しています。

本書は、『意匠法コンメンタール〔新版〕』の執筆中にお話しを頂き、2019年

はしがき

5月のデザインと法協会の設立記念パーティーでお目にかかって企画が具体化しました。気がつくと4年経過し、令和元年の改正意匠法も軌道に乗っているようです。その間お世話頂いた編集部の中東小百合様に感謝いたします。

2023年5月

峯 唯夫

目 次

Chapter 1 デザイン保護と意匠法

Unit 1 意匠法の目的 2

- 1 はじめに 2
- 2 意匠法1条の構造 2
- 3 意匠の保護 3
- 4 意匠の利用 4
- 5 意匠保護と「産業の発達」 5
- 6 「デザイン経営」宣言 8
- 7 グッドデザイン賞 8

Unit 2 意匠とデザイン 10

- 1 意匠とデザインの異同 10
- 2 意匠と思想 11
- 3 デザインの開発 11

Chapter 2 意匠法と周辺法

Unit 3 意匠法と不正競争防止法 16

▶ 解説 17

- 1 意匠法3条2項 17
- 2 不正競争防止法2条1項1号 18
- 3 不正競争防止法2条1項2号 20

目 次

4 不正競争防止法2条1項3号 20

▶設題の検討 23

Unit 4 意匠と発明 25

▶解説 25

1 意匠と発明・考案 25

2 特許権と意匠権との相互補完 28

3 意匠法5条3号 28

▶設題の検討 30

Unit 5 意匠と商標 32

▶解説 33

1 意匠の登録要件と商標の登録要件 33

2 意匠権の効力と商標権の効力 34

▶設題の検討 36

Unit 6 意匠と著作物 40

▶解説 40

1 意匠法と著作権法 40

2 量産品の著作物性 41

3 判決例 42

▶設題の検討 45

Chapter 3 どのようなものが登録されるのか

Unit 7 物品 48

▶解説	48
1 意匠法上の物品	48
2 物品自体の形状等	51
▶設題の検討	51
Unit 8 画像	55
▶解説	55
1 意匠法上の画像	55
2 画像の意匠と物品に現された画像	58
3 出願の手法	59
4 画像意匠保護の変遷	60
▶設題の検討	61
Unit 9 建築物	62
▶解説	62
1 意匠法上の建築物	62
2 建築物の意匠	63
3 建築物の内部の意匠と内装の意匠	65
4 建築物の意匠と物品の意匠	65
5 出願の手法	65
▶設題の検討	66
Unit 10 組物	68
▶解説	68
1 組物の意匠	68
2 組物の意匠の要件	69

3 組物の意匠の変遷 71

▶設題の検討 72

Unit 11 内装 74

▶解説 74

1 内装の意匠 74

2 登録要件 76

3 出願の手法 77

4 内装の意匠の実施 77

▶設題の検討 78

Unit 12 部分意匠 80

▶解説 80

1 部分意匠の制度趣旨 80

2 部分意匠の成立要件 81

3 部品の意匠との関係 82

▶設題の検討 83

Chapter 4 どのようにして権利が作られるのか

Unit 13 意匠保護における審査と無審査 88

1 意匠保護のバリエーション 88

2 審査主義 88

3 無審査主義 89

4 不正競争防止法2条1項3号 89

Unit 14 一意匠一出願 91**▶解説** 91

- 1 一意匠一出願 91
- 2 経済産業省令 92
- 3 一意匠（意匠ごとに） 93
- 4 複数意匠一括出願 96

▶設題の検討 96**Unit 15 新規性** 99**▶解説** 100

- 1 新規性の意義 100
- 2 新規性の判断基準時・地域 100
- 3 新規性喪失の事由 101
- 4 類似する意匠 103

▶設題の検討 103**Unit 16 意匠の類似** 106

- 1 意匠 106
- 2 需要者 106
- 3 意匠の類似 107
- 4 特許庁における判断手法 109
- 5 むすび 111

Unit 17 類似と創作非容易性 112**▶解説** 113

- 1 意匠の類似 113

▶設題の検討

Unit 18 3条1項3号(類似)と3条2項(創作非容易性)の
関係121

- 1 はじめに 121
- 2 事件の概要 121
- 3 高裁の判示(東京高判昭和45年1月29日裁判所ウェブサイト
(昭和41年(行ケ)第167号) 122
- 4 最高裁の判示(最判昭和49年3月19日裁判所ウェブサイト
(昭和45年(行ソ)第45号) 124
- 5 最高裁判決の理解 125
- 6 むすび 126

Unit 19 新規性喪失の例外128

▶解説

- 1 制度趣旨 129
- 2 意に反する公知(1項) 130
- 3 自己の行為に起因する公知(2項) 130
- 4 証明書の提出 131

▶設題の検討

Unit 20 関連意匠133

▶解説

- 1 関連意匠制度の趣旨 135
- 2 関連意匠として登録される主なパターン 136
- 3 関連意匠として登録されない主なパターン 138

4 他の公知意匠との関係 (2項) 139

▶設題の検討 139

Unit 21 9条(先願)と3条の2(準公知)との関係……………142

▶解説 143

1 意匠法9条 143

2 意匠法3条の2 145

▶設題の検討 146

Unit 22 意匠登録を受けることのできない意匠……………148

▶解説 149

1 趣旨 149

2 1号(公序良俗等を害するおそれがある意匠) 149

3 2号(他人の業務に係る物品等と混同を生ずるおそれがある意匠) 150

4 3号(機能等を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠) 150

▶設題の検討 152

Unit 23 意匠登録出願の分割……………154

▶解説 154

1 10条の2の制度趣旨 154

2 二以上の意匠を包含するとは 155

3 組物・内装の意匠 155

4 全体意匠は部分意匠を「包含」するか 156

▶設題の検討 157

Unit 24 出願変更……………162

▶解説	163
1 出願変更	163
2 発明・考案と意匠	163
3 商標と意匠	164
4 アイコンの商標と意匠	164

▶設題の検討	165
--------	-----

Unit 25 優先権・補正 166

▶解説	167
1 複合優先の可否	167
2 補正と要旨変更	168

▶設題の検討	169
--------	-----

Chapter 5 どのように保護されるのか

Unit 26 意匠権の効力（部分意匠） 174

▶解説	175
1 意匠権の効力	175
2 部分意匠の認定・類否判断	175
3 部分意匠の意匠権の効力	177

▶設題の検討	178
--------	-----

Unit 27 部分意匠と部品の意匠 180

▶解説	180
1 「似た印象」＝「類似」ではない	180
2 「全体意匠」「部分意匠」「部品の意匠」の効力	181

▶設題の検討	182
--------	-----

Unit 28 間接侵害 186

▶解説	187
-----	-----

- 1 「間接侵害」の趣旨 187
- 2 「製造にのみ用いる物品」(1号) 187
- 3 「美感の創出に不可欠なもの」(2号) 188
- 4 3号の行為 189

▶設題の検討	189
--------	-----

Unit 29 契約による実施権 191

▶解説	192
-----	-----

- 1 専用実施権 192
- 2 専用実施権設定後の意匠権者の地位 193
- 3 通常実施権 193
- 4 設定登録前の「専用実施権者」の地位 194

▶設題の検討	195
--------	-----

Chapter 6 他人の権利との調整はどのようになされるのか

Unit 30 意匠同士の利用・抵触 198

▶解説	199
-----	-----

- 1 利用・抵触 199
- 2 26条の構成 199
- 3 意匠の利用 200

▶設題の検討	201
--------	-----

Unit 31 他の権利との利用・抵触（著作権）……………203

▶解説 204

1 意匠権と他の権利との利用・抵触 204

2 著作権との抵触 205

▶設題の検討 207

Unit 32 他の権利との利用・抵触（商標権）……………209

▶解説 210

1 26条における「商標」の扱い 210

2 意匠権と商標権とが抵触する場面 210

▶設題の検討 212

Unit 33 先出願による通常実施権……………214

▶解説 215

1 先出願による通常実施権の趣旨 215

2 他人の意匠を知らないこと 216

3 自己の意匠登録出願 216

4 他人の意匠権の設定登録時における実施又は準備 217

▶設題の検討 218

事項索引 221

判決例索引 223